二　対象事業の名称、種類及び規模
対象事業の名称　新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）公有水面埋立事業
対象事業の種類　公有水面の埋立て
対象事業の規模　約二百五十ヘクタール
三　対象事業が実施されるべき区域
福岡県北九州市小倉南区空港北町地先海域及び福岡県京都郡苅田町空港南町地先海域
四　環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
福岡県北九州市（門司区、小倉南区）及び福岡県京都郡苅田町
五　準備書の縦覧の場所、期間及び時間
縦覧の場所
福岡県北九州市門司区西海岸一丁目四番四十号
国土交通省九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所
福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目七番三十八号
国土交通省九州地方整備局関門航路事務所
福岡県京都郡苅田町港町二十八番二号
国土交通省九州地方整備局苅田港湾事務所
福岡県北九州市小倉北区城内一番一号
北九州市役所環境局環境監視部環境保全課
福岡県北九州市門司区吉志新町二丁目一番一号
北九州市門司区役所松ケ江出張所
福岡県北九州市小倉南区下曽根四丁目二十二番一号
北九州市小倉南区役所曽根出張所
福岡県京都郡苅田町富久町一丁目十九番一号
苅田町役場環境保全課
縦覧の期間及び時間　平成二十七年十月十四日から同年十一月十三日まで
九時から十七時まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）
六　意見書の提出
法第十八条第一項の規定に基づき、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により提出できる。
七　意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
提出期限
平成二十七年十一月二十七日まで
提出先
福岡県北九州市門司区西海岸一丁目四番四十号
国土交通省九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所
意見書の提出に必要な事項
意見書には、次に掲げる事項を記載するもの。
一　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　意見書の提出の対象である準備書の名称
三　準備書についての環境の保全の見地からの意見
意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するもの。

新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）公有水面埋立事業環境影響評価準備書の説明会の開催について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、法第十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。
平成二十七年十月十四日
国土交通省九州地方整備局長　鈴木　弘之

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称　国土交通省九州地方整備局
代表者の氏名　国土交通省九州地方整備局長　鈴木　弘之
主たる事務所の所在地　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号
二　対象事業の名称、種類及び規模
対象事業の名称　新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）公有水面埋立事業
対象事業の種類　公有水面の埋立て
対象事業の規模　約二百五十ヘクタール
三　対象事業が実施されるべき区域
福岡県北九州市小倉南区空港北町地先海域及び福岡県京都郡苅田町空港南町地先海域
四　環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
福岡県北九州市（門司区、小倉南区）及び福岡県京都郡苅田町
五　準備書説明会の開催を予定する日時及び場所
平成二十七年十月二十八日　十九時から
北九州市立松ヶ江南市民センター　多目的ホール1
福岡県北九州市門司区吉志新町二丁目一番一号
平成二十七年十月三十日　十九時から
北九州市立曽根東市民センター　多目的ホール
福岡県北九州市小倉南区下曽根四丁目二十二番三号
平成二十七年十一月四日　十九時から
苅田町立中央公民館　第5研修室（視聴覚室）
福岡県京都郡苅田町京町二丁目五番地

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第２０１６号
山形県米沢市大町５丁目１番25号　美咲法律事務所
申立人　荒井　賢二
本籍山形県米沢市門東町１丁目675番地17、最後の住所山形県米沢市門東町１丁目２番74号、死亡の場所山形県東置賜郡川西町、死亡年月日平成27年４月２日、出生の場所山形県米沢市、出生年月日大正９年９月25日、職業無職
被相続人　亡　佐藤　ぜを
山形県米沢市大町５丁目１番25号　美咲法律事務所
相続財産管理人　荒井　賢二

山形家庭裁判所米沢支部

平成２７年（家）第２０２８号
山形市城南町１丁目１番１号
申立人　山形県信用保証協会
本籍山形県鶴岡市昭和町８番地、最後の住所山形県鶴岡市みどり町１番３号、死亡の場所山形県鶴岡市、死亡年月日平成26年５月１日、出生の場所山形県鶴岡市、出生年月日昭和６年７月31日、職業無職
被相続人　亡　鈴木佐次平
山形県酒田市みずほ２丁目20番６号山銀みずほビル３階Ｅ
相続財産管理人　尾形　稔

山形家庭裁判所鶴岡支部

平成２７年（家）第７０３６号
福島県会津若松市館馬町２番59号
申立人　平山　淳子
本籍新潟市中央区東堀通十二番町2823番地、最後の住所福島県大沼郡会津美里町字高田甲2886番地、死亡の場所福島県会津若松市、死亡年月日平成27年５月21日、出生の場所新潟県新潟市、出生年月日昭和19年２月８日、職業無職
被相続人　亡　久住　陽子
福島県会津若松市追手町３番16号　一之丁ビル会津鶴城法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田代　圭

福島家庭裁判所会津若松支部